

真岡市複合交流拠点施設ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のイメージアップ及び真岡市複合交流拠点施設の魅力発信を目的とした真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を行政目的外で使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

第2条 ロゴマークの形状及び色は、別図及び別図の形状を展開したものとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は真岡市複合交流拠点施設使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 真岡市複合交流拠点施設の指定管理者が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ又は雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 報道機関外（機関紙や地方広報紙など）で市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) その他市長が特に認めた場合

(使用許可)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用許可書（様式第1号）を交付し、ロゴマークの使用を許可

するものとする。

- 2 市長は、前条に規定により許可にするに当たっては、条件を付すことができる。

（使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないことができる。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教又は募金等の活動の目的に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合
- (5) 形状及び色を変更して使用しようとする場合
- (6) その他使用について不適當であると認められる場合

- 2 第3条に規定する申請の内容が、前項の規定に該当し、不適當と認められる場合は、申請者に真岡市複合拠点施設ロゴマーク使用不許可通知書（様式第2号）を通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた使用目的及び方法により適正に使用すること。
- (2) 第5条第1項各号の規定に該当しないように使用すること。
- (3) ロゴマークを第3者等に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 物品等が完成したときは、速やかに完成した見本を市長へ提出す

ること。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(5) 制作した物品を商標登録しないこと。

(申請内容の変更)

第7条 使用許可を受けた者が、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

(使用許可の取消し)

第8条 ロゴマークの使用に関し、第6条に規定する事項を遵守しなかった場合、その他不適切な使用を行っていると認められる場合は、市長はその使用許可を取り消し、使用者に真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用許可取消通知書（様式第3号）を通知するものとする。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取り消された者に対して、物品等の回収を求めることができる。

4 前項に規定する物品等の回収に係る費用その他の使用許可の取消しに伴い発生する費用については、許可を取り消された者が負担するものとする。

5 第1項の規定により使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じてても、市長はその責を負わない。

(使用期間)

第9条 ロゴマークの使用期間は、原則として許可を受けた日から当該許可を受けた日の属する年度の末日までとする。

(使用料)

第 10 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責務)

第 11 条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が必要な措置を講じるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 12 条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(損害賠償)

第 13 条 使用者が第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をし、これにより市に損害を生じさせた場合、当該使用者は、その損害額を賠償しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

別図（第 2 条 関係）



真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用申請書

年 月 日

真岡市長 様

住 所

名 称

代表者

真岡市複合交流拠点施設ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。
なお、使用にあたっては、真岡市複合交流拠点施設ロゴマークの使用に関する要綱
を遵守します。

記

使用内容	対象物の名称	
	使用目的	
	製作数量	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
	使用場所・配布先	
	価格(有料の場合)	
	添付書類	企画書、スケッチ、レイアウト図その他必要と認められる書類
担当者	氏名・連絡先	電 話

真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用許可書

第 号

年 月 日

上記申請のとおり使用することについて、次の条件を付し許可します。

- (1) 申請内容のとおり使用すること。
- (2) 真岡市複合交流拠点施設ロゴマークの使用に関する要綱を遵守すること。
- (3) その他

真岡市長

様式第2号(第5条関係)

真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用不許可通知書

第 号

年 月 日

様

真岡市長

年 月 日付で申請のありました真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第3号(第8条関係)

真岡市複合交流拠点施設ロゴマーク使用許可取消通知書

第 号

年 月 日

様

真岡市長

年 月 日付 第 号で許可しました真岡市複合交流拠点施設ロゴマークの使用については、下記の理由により許可を取り消したことを通知しますので、当該許可に係るロゴマークの使用を直ちに中止してください。

記

許可取消しの理由